

「益城台地土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書」に関する 熊本県知事意見

[大気環境]

騒音

事業予定地内に計画されている住宅地において、騒音の予測・評価地点を設定すべきか検討する必要がある。

[水環境]

水象

事業予定地から妙見川への予測放流量が、妙見川の許容放流量を下回るとして、放流河川への影響はないものと予測されているが、予測には、多くの不確定要素が含まれていると考えられる。もっと安全率を見込む必要がないか検討し、供用開始後も適切な時期に事後調査を実施することを検討する必要がある。

地下水

事業予定区域は、熊本市やその周辺地域の上水道をまかなっている地下水盆の上にあることを強く意識し、地下水の涵養と汚染防止対策に十分配慮して、今後、具体的な設計や事業実施に当たる必要がある。

事業実施による地下水涵養量への影響については、雨水流出係数の変化や地下水揚水による地下水の減少要因に加え、透水性舗装、浸透トレンチ及び家庭用浸透柵の設置による増加要因を含め、水循環全体として予測・評価する必要がある。

[動物・植物・生態系]

本事業は、地表のほぼ全面を改変する計画である。生きている土である表土が地表に存在することは、植物の生育や生態系の回復にとって重要な要素であることを認識し、工事実施に当たっては、表土の取扱いに十分留意する必要がある。

[景観・人と自然との触れ合い活動の場]

景観

樹林帯消滅による景観への影響については、事業予定地全体の植栽計画を対象として予測・評価を行う必要がある。

[文化財]

準備書に示された埋蔵文化財の試掘調査の範囲は、狭すぎると考えられる。益城町教育委員会及び熊本県教育庁文化課と協議し、適切に実施する必要がある。

[事後調査]

事後調査の結果、環境影響の程度が予測に対して著しいことが明らかになった場合の対応方針（環境保全策）を評価書に記載する必要がある。

[その他]

評価書の作成に当たっては、使用する用語の定義付けを明確に行ったうえで使用するなど、更なる確かな記述に努めること。また、引用したデータや文献等については、正確に記載し、どの資料等によるものか、その出典や根拠を明確にすること。

評価書全体の記述に関しては、更に文書体系を整理して、読みやすい構成とするよう努めること。重要な項目の説明については、関係する各項で詳細に記述し、理解を助ける努力を行うこと。